

公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年7月7日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成28年度

部局名： 田主丸総合支所

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	臨時職員等賃金支給事務	<p>早退による欠勤時間数を過少に算定し、賃金が過払いになっているものがある。</p> <p>賃金の過払分については、監査後速やかに戻入処理を行いました。今後、欠勤等の把握、確認の漏れがないよう、賃金計算時には、休暇等届(願)票等の確認を複数の職員で行うように見直しました。</p>
意見	事務監査		<p>田主丸地域では、平成16年4月から福祉バスの運行事業を開始し、これまで利用実態や要望等の把握、並びに事業の効率的運営と充実を図るため、アンケート調査をはじめ、関係機関等と連携を図り、運行等の改善に努めてまいりました。</p> <p>福祉バス事業実施にあたり、地域の軸となる校区コミュニティ組織と連携し、地域住民からの意見要望等のとりまとめを依頼しております。</p> <p>今後も適宜、コミュニティ組織、委託事業者等との情報の共有を行い、地域との連携を図りながら、福祉バスの利便性の向上、利用促進を図ってまいります。</p> <p>城島、北野、田主丸の3地域で取り組まれている生活交通支援事業や福祉バス事業については、公共交通を補完する必要な事業として今後も利用促進や事業の見直しを図るのであれば、効果的な打開策を検討するための体制や仕組み作りが必要と思われる。</p> <p>行政施策として取り組むものであっても、事業の維持には財政上一定の限界がある。むしろ、事業存続の可能性は、その必要性和危機について、住民自身が、当事者として自ら臨む課題であると捉えることができるかどうかにあるように感じられる。</p> <p>総合支所の役割は、実際に利用しようとする住民自身に、事業存続のために必要なものは何かを考えるよう促し、その声を的確にすくい取って、市の施策として所管部局に反映させるためにできることを考えることだと思われる。</p>